

岡山県スポーツ少年団交流大会促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地域におけるスポーツ少年団活動を促進するための事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、この交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(交付申請)

第2条 この補助金の交付を受けようとする団体（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式1）に次に掲げる書類を添付の上提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式2）
- (2) 収支予算書（様式3）

(対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、次のものとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費（食糧費を除く）
- (4) 印刷製本費
- (5) 消耗品費
- (6) 役務費
- (7) 借上料
- (8) その他会長が適当と認める経費

(交付決定)

第4条 補助金交付申請書受理後、これを審査し、適当と認めたときは交付決定し、その旨を補助事業者に通知する。

(実施報告)

第5条 補助事業者は、事業終了後10日以内に、実績報告（様式4）に次に掲げる書類を添付の上提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式5）
- (2) 収支決算書（様式6）
- (3) 領収書の写し
- (4) その他必要な書類（スナップ写真・大会パンフレット等）

(補助金の額の確定)

第6条 事業実績報告書受理後、これを審査し、その報告に係る実施結果が交付決定の内容に適合すると認められたときは、補助金の額を確定し、これを補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第7条 前条の規定による補助金の額の確定後、精算払請求書（様式7）による補助事業者の請求に基づき、補助金を交付する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 3 この要綱は、平成26年3月27日から施行する。